

# 60才以上および就業歴2年未満の外国人の 中国就業許可取得方法

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄

No.98

# 1. 中国における就業許可の根拠と実務

現在の就業許可申請方式は、2017年4月1日より開始されたもので、根拠規定は、「外国人来華就業許可制度試行実施方案（外專発[2016]151号）」、「外国人中国就労許可制度の全面的実施に関する通知（外專発[2017]40号）」。

ここでは、ポイント制（就業経験、語学力、職歴、学歴などに基づく）をはじめとする、各種の申請・取得条件が規定されており、「大卒以上、就業経験2年以上、60才未満」の三条件を満たす場合は、自動的にB類の要件を満たし、就業許可取得が認められるため、通常はこの方法で申請されている。

但し、この条件の何れかを満たさない場合、若しくは、大湾区（広東省）の場合で、15%の個人所得税優遇税制の適用を受けるためにA類を取得したい場合は、年収基準が重要になる。40号通知では、「平均給与収入が当該地区の前年度の社会平均給与収入の6倍以上の外国籍人材」はA類、「4倍以上の外国籍人材」はB類と規定している。

## 2. 60才以上の外国人の就業許可取得

60才以上の場合は、上記三条件を満たさなくなるため、就業許可の取得・更新の難易度が上がる。上海市・広州市の所管機関（外国専門家局）にヒアリングした結果は、以下の通り。

- **上海市**⇒60才以上の外国人の場合は、以下の条件に該当すれば、就業許可証の申請が認められる。

### (1) A類としての申請

以下の何れかの要件を満たす場合

収入基準：A類の要件は、上述の通り（市の前年度の平均給与の6倍以上）だが、上海では、独自ルールとして、毎月の税込み給与5万元以上が条件となる。

ポイント：85点以上

### (2) B類としての申請

B類の場合は、収入基準のみでの取得は認められず、同時に以下の要件の何れかを満たす必要がある。

役職：法人の法定代表人である場合

ポイント：60点以上

出資者：個人で出資している場合

- **広州市**⇒広州市では、60才以上の外国人に付いては、B類申請は不可であり、A類のみが対象になる。よって、年収基準（6倍以上）、若しくは、85点以上のポイントが要件となる。

### 3. 就業歴2年未満の場合

新卒など就業歴2年未満の外国人も、上記三条件を満たさないため、就業許可の申請の難易度が高くなる。

上海市・広州市の関係機関（外国専門家局）にヒアリングした結果、申請条件は以下の通り。

#### ● 上海市

以下いずれかの条件に該当する場合、就業許可書の申請が可能。

##### (1) A類としての申請

以下の何れかの条件に合致する場合

年収基準：上海市の場合は、毎月の税込み給与は5万元以上という独自ルールが有る。

ポイント：85点以上

##### (2) B類としての申請

年収基準：上海市の場合は、毎月の税込み給与は3.3万元以上という独自ルールが有る。

ポイント：60点以上

出資者：上海市の法人に個人出資している場合

- **広州市**

大卒（学士）以上の学歴を有している場合、外国語教師であれば、例外的に就業許可申請ができるが、それ以外の場合は、収入基準を満たしても申請が認められないとのことだった。

例外的に、有名大学で修士の学歴を有しており、卒業から1年以内の場合は、「優秀な修士卒業生」という申請条件で申請可能だが、この方法は、広東省では年度の申請枠が定められており、それを超過した場合は、申請は受理されないとのこと。